

新

学校いじめ防止基本方針

平成26年2月策定

平成27年8月、12月一部追加・改

平成28年10月一部追加・改

平成28年12月～29年2月見直し・追加



青森市立高田小学校

「平成28年度 学校いじめ防止基本方針」の見直しについて

今回の作業：取組内容を見直し、「いつ、何を行うのか」など、より具体的な行動計画として示す。

No.	見直し項目	内 容
1	未然防止の取組	①授業改善に関わる取組（☆） ・全ての児童生徒が授業に参加できる、授業を通して自己有用感を味わわせるための授業改善に向けて、授業参観の視点を明らかにするとともに、全ての教員がお互いの授業を参観し合い、協議する機会を位置付ける。 ②児童生徒の居場所づくり、絆づくり（人間関係づくり）を目的とした取組（☆） ・児童生徒の居場所づくり、絆づくり（人間関係づくり）に向けて、社会体験や交流体験の機会を位置付ける。 ③いじめに関する学習等に関する取組（☆） ・長期休業明けの道徳や学級活動等の時間に、いじめの防止等に関わる価値項目や内容項目等を重点的に学習できるよう、年間計画に位置付ける。
2	早期発見・早期対応の取組	①生活（健康）アンケートや定期的な個人面談などの取組（☆） ・児童生徒が気軽に相談できるよう、日常的に児童生徒の生活を把握するための生活（健康）アンケートや定期的な個人面談を位置付ける。 ②保護者や地域住民からの情報提供の受入体制の取組（☆） ・児童生徒の些細な変化に気付くよう、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域住民の方から通学時等の様子を伝えてもらえる体制を構築する。 ③教職員間の温度差を解消する取組（☆） ・全ての教職員がいじめに対して共通の理解を持ち、そのための取組に対して共通の認識を持つことができるワークショップ等を取り入れた校内研修会を位置付ける。
3	いじめの組織的な対応の中核となる人材と市教委への報告	①いじめ防止推進教師の配置（☆） ・些細な情報を放置したり、問題ではないと勝手に判断したりしないよう、「いじめ防止推進教師」を配置し、教職員が気付いた児童生徒の些細な変化に関する情報を集約し、分析する体制を構築する。 ②いじめを認知した場合の市教委への報告（☆） ・いじめの認知及び初期対応後に「いじめ対応シート」を提出する。 ・毎月末にとりまとめて、翌月5日までに「(月例)いじめの状況報告書」を提出する。 ・重大事態が起きた場合の対応については、国が示したフロー図に従い、市教育委員会に速やかに報告し、連携して対応する。

（☆年度末までに必ず実施するもの ☆年度末までに可能な限り実施するもの）

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校を作るために「高田小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気を作ります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。
- いじめ問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

いじめの基本認識

青森市教育委員会いじめ対応マニュアルより

- ◎いじめは人間として絶対許されないという強い意識を持つこと
- ◎いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行うこと
- ◎いじめ問題は、教師の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であること
- ◎関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ◎いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりがある問題であること

1 「いじめ」とは（法第2条を参照して）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

いじめ(定義)

青森市教育委員会いじめ対応マニュアルより

『当該児童生徒が、一定の人間関係のある者ものから、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの』

※起こった場所は学校の内外を問わない。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

いじめの認知

児童・保護者等の申出

学校：確認

事実を確認できた

認知する

解消に努める

事実を確認できない

認知しない

適切に見守る

いじめの構造

青森市教育委員会いじめ対応マニュアルより

- ◆被害者 … いじめられている子
- ◆加害者 … いじめている子
(いじめを指示している子)
- ◆観衆 … いじめをはやしたてたり、面白がっている子
- ◆傍観者 … 見て見ぬふりをしている子

いじめの態様

青森市教育委員会いじめ対応マニュアルより

冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。

仲間はずれ、集団による無視をされる。

軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。

ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。

金品をたかられる。

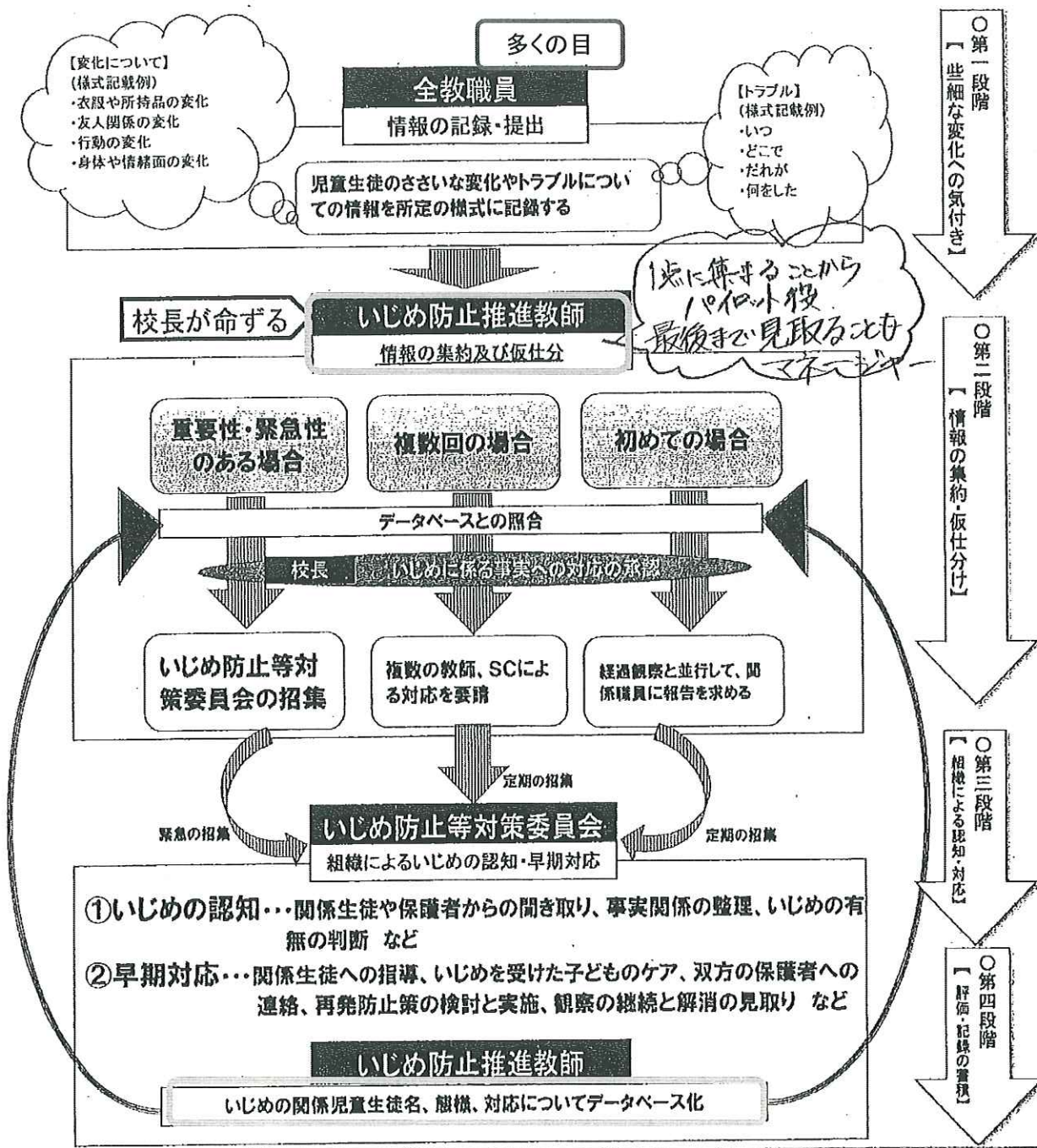
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。

いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。

パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

青森市立小・中学校いじめの認知に係る標準指針【改訂版】

平成28年12月12日
青森市教育委員会



【参考資料① いじめ防止等対策委員会構成メンバー(例)】

校長
教頭
いじめ防止推進教師
教務主任
学年主任
養護教諭
SC・CA(必要に応じて)
関係職員(必要に応じて)

全学級を第三者的な視点で俯瞰的に捉えられる教員が望ましい。

【参考資料② いじめ防止推進教師の主な役割について】

- ア 情報の収集要請
- イ 情報の集約
- ウ 情報提供者への確認
- エ 仮仕分・校長へ報告・対応
- オ いじめ防止等対策委員会における協議の推進
- カ 保護者への連絡など進捗状況の確認
- キ データベースの整備
- ク 未然防止の方策立案
- ケ その他

2 いじめを未然に防止するために

(1) <児童に対して>

- ①思いやりの心や児童一人一人がかかけがいのない存在であるといった命の大切さを道徳の時間や学級活動の指導を通して育む。また、全ての学級で、長期休業前、休業中にも「生活アンケート」を実施するとともに、提出物・課題等の確認と指導を行う。さらに、始業式当日は、登校指導と生活アンケート、いじめ防止に関する講話も行う。長期休業明けには全校一斉に個人面談と、「道徳」や学級活動の時間に『いじめ防止』に関する価値項目や内容項目を重点的に、学習を行う。
 - 4月上旬 学級活動「こんな〇年生になりたい」
道徳「規則尊重」「正直誠実」
 - 8月下旬 学級活動「係を決めよう（学級のために協力して仕事しよう）」
道徳「勇気」「生命尊重」「助け合い」など
 - 1月中旬 学級活動「自分のめあてを決めよう（きまりを守って行動しよう）」
道徳「友情」「思いやり」「親切」など
- ②児童一人一人が認められ、間違いを笑わないなどお互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ③居場所づくり、人間関係づくりに向けて、社会体験や交流体験を継続させていく。
 - 1学期 縦割り清掃班、1年生を迎える会、委員会活動、児童会総会、クリーン作戦、運動会宿泊体験学習、田植え体験、りんご実すぐり体験、獅子踊奉納、中学校部活動体験
 - 2学期 修学旅行自主研修、校外学習、学区探検、中学校職場体験受け入れ、学習発表会感謝の集い、稲刈り体験、りんご収穫体験
 - 3学期 保育園児童との交流、スキー教室、後期児童会総会、大清掃、6年生を送る会
- ④わかる授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ⑤「いじめは決して許されないこと」という認識を児童が持つようさまざまな活動の中で指導する。
- ⑥見て見ないふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、他先生方や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

(2) <教員に対して>

- ①授業に関して、教師は次の点に注意する。

教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりする例もあるので、注意する。「いじめられる側にも問題がある」考え方は、加害者、傍観者を容認することにつながる。理不尽な忍耐を強いてはいけない。
- ②いじめに向かわない態度・能力の育成等いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりをする。
- ③お互いに授業を参観し合い、学習規律、教師の言動、学級の人間関係づくりに視点を置き協議し、授業改善、学級経営の改善に努める。（授業参観 5月から。必要に応じて適宜）
- ④児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ⑤児童が自己実現を図れるように、子どもが生きる授業を日々行うことに努める。
- ⑥児童の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級指導の充実を図る。
- ⑦「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して児童に示す。
- ⑧児童一人一人の変化に気づく、鋭敏な感覚を持つように努める。
- ⑨児童や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ⑩「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ⑪問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

(3) <学校全体として>

- ①学校が「いじめが起きにくい」「いじめを許さない」ことに向け、組織的に対応・活動していることが児童から認識されるよう、組織的に取り組む。
- ②全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ③いじめに関するアンケート調査を毎月実施するとともに、いじめ防止推進教師が教職員が気づいた些細な変化に関する情報を集約分析する。また、アンケート調査結果等に基づき、個人面談の実施や児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ④「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。特に、「いじめに関する研修ツール」の活用、ワークショップを取り入れるなど、教職員間の温度差を解消したり、指導のあり方を振り返ったりする。(8月、12月、研修報告等は随時)
- ⑤校長が、「いじめ問題」に関する講話を全校朝会で行い、学校として「いじめは絶対に許されない」ということと「いじめ」に気づいた時には、すぐに担任をはじめ、周りの大人に知らせることの大切さを児童に伝える。
- ⑥「いじめ問題」に関する児童会としての取組みを行う。
- ⑦いつでも、誰にでも気軽に相談できるよう、定期的な個人面談を位置付け、体制の充実を図る。

(4) <保護者・地域に対して>

- ①児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。地域、家庭における見守り強化による情報収集にむけ学校だより等で啓蒙する。
- ②情報提供の受入体制の整備として、リーフレットを配付し、保護者には積極的に相談を申し出るよう、地域住民へは登下校時の様子等を学校へ伝えてもらえるよう学校評議員(町会長や民生委員)やPTAを活用していく。
- ③「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学校便り、参観日、PTAや地域の会合、学校評議員会等で伝えて、理解と協力をお願いする。

いじめの未然防止に向けて(学校)

※資料1

いじめは絶対に許されない行為であることを徹底させる

コミュニケーション

- ・子どもと一緒に過ごす時間を確保し、心を理解し、孤独感を与えない
- ・学級の中に居場所をつくり、存在感を味わわせる

望ましい雰囲気づくり

- ・教師と子ども、子どもと子どもの望ましい人間関係づくりに努める(学級経営の充実)
- ・生命尊重、人間尊重、個性尊重の精神の育成などに努める 等

意欲をもたせる

- ・成就感を味わわせる
→「もっと～したい」という前向きな姿勢を持たせる
- ・認める
→認められると「よしやるぞ」という気持ちがわく

社会的能力を育てる

- ・自分の気持ちを伝え、相手の話を聞く力を育てる
- ・相手の立場や気持ちを思いやる気持ちを育てる
- ・社会におけるルールを守る力を育てる
- ・問題を解決する力を育てる

共同指導体制づくり

- ・休み時間等の巡回
- ・各分掌の役割と責任の明確化
- ・養護教諭の積極的な位置付け
- ・生徒指導研修会の実施
- ・教師間の情報交換
- ・日常的ないじめに関わる教師の共同体制 等

保護者との信頼関係づくり

- ・安心して相談できる信頼関係をつくる
- ・日頃から情報交換に努める
- ・早い時期に、懇談会や面談など、保護者との情報交換や意見交換の場を設ける

※授業に関して、教師が注意すべき点

教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長したりする例もあるので、注意。
「いじめられる側にも問題がある」考え方は、加害者、傍観者を容認することにつながる。理不尽な忍耐を強いてはいけない。

いじめの背景

学 校

- ・子どもと教師の人間関係が希薄になっている
- ・教師の子どもに対するえこひいき
- ・指導や決まりが厳しすぎて窮屈な雰囲気になっている
- ・学校におけるルールがきちんとしていないか、守られていない
- ・激しい競争関係

子どもの心理

- ・不平や不満、いらだち、ストレスをいじめによって解消する
- ・自尊心の傷つきをいじめで癒す
- ・自己中心的な傾向にある
- ・我慢する力の不足

家 庭

- ・基本的な生活習慣が身に付いていない
- ・家庭が「やすらぎの場」になっていない
- ・親子間で心を通い合わせる場面が少ない
- ・躾や規範意識が身に付いていない
- ・過保護・過干渉

地 域 社 会

- ・地域の教育力の低下(地域全体で子どもを育てるという意識が低下している)
- ・社会性の未発達(ゲーム等による遊びの孤立化・自閉化)
- ・地域の中に悪を見逃す場所や雰囲気がある

社 会 全 体

- ・いじめに対する認識の甘さ
- ・異質なものを排除しようとする傾向
- ・社会全体に人間関係が希薄化してきている
- ・大人のモラルを欠いた行動等が子ども達に影響を与えている
- ・いじめの様相は大人社会の縮図である

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

(1) <早期発見にむけて・・・「変化に気づく」>

- ①児童の様子を担当をはじめ多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ②様子に変化が感じられる児童には、教師は積極的に声かけを行い、児童に安心感を持たせる。
- ③アンケート調査、Q-Uの実施等を活用し、教育相談週間・個人面談を必ず行い、児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。
- ④保護者から積極的に相談を受け入れる、地域住民からも登下校時の様子等の情報を得る体制を築く。
リーフレットの配付、学校だより等で広報
〔いじめ防止・対策委員会の活動〕

(2) <相談ができる・・・「誰にでも」>

- ①いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ②いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢を持って対応することを伝える。
- ③いじめられている児童が自信や存在感を感じられるような励ましを行う。
- ④いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに委員会を通して校内で情報を共有する。

いじめの早期発見に向けて

※資料2

いじめに対するアンテナを張り巡らし早期発見に努める

日常的な子どもの観察、児童生徒理解

《学校でのいじめのサイン》を見逃さない

- ・隣りに誰も行きたがらない ・急に遅刻、早退が多くなる
- ・休み時間などに一人で黙々としている ・持ち物がなくなる
- ・机やノートに落書きされる ・周囲があだ名で呼ぶ
- ・授業中、誤答に対して皮肉、笑い声が起こる
- ・注意された子に、クラスの視線が集中する 等

《子どもの実態把握》に努める

- ・いじめアンケート調査等
- ・個人面談
- ・日常観察
- ・日記
- ・心理テスト 等

教職員の共通理解、協力体制、情報交換

《教師間の情報交換》に努める

- ・日常的な情報交換 ・職員会議や学年会、生徒指導部会で話題に取り上げる
- ・保健室や相談室、部活動顧問からの情報

※「けんか」や「ふざけ」として見逃さないようにする

家庭・地域との連絡を密にし、情報交換

《家庭や地域でのいじめのサイン》

- ・登校を渋る ・転校をしたいと言いだす
- ・友達や先生を批判する ・感情の起伏が激しくなる
- ・服が汚れている ・体に傷がある ・外に出たがらない
- ・囲まれている ・おごらされている ・荷物を持たされている
- ・学校の話をしなくなる 等

■いじめに当たるか否かの判断は、当該行為を受けている児童が現に心身の苦痛を感じているかという視点に立ち、いじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認して総合的に判断する。

・ 事実確認に基づくいじめの認知

教師が見付けたり、子どもや保護者等から訴えがあったいじめの被害のうち、学校が関係児童等から事実確認をし、いじめの定義に該当するいじめであると学校が判断したもの

（３）＜早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」＞

- ①教員が気づいたあるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく構造的に問題を捉える。
- ②事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。適切な情報集約と複数の教職員による共有がなされるようにする。
- ③いじめている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ④いじめることがどれだけ、相手を傷つけ、苦しめているかということに気づかせるような指導を行う。
- ⑤いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ⑥事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と連携し合っていくことを伝えていく。

いじめ解決に向けたフロー図

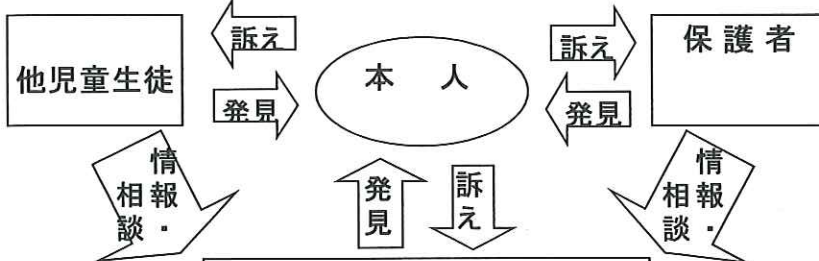
居場所、絆づくり
規範意識
自己有用感

いじめの防止対応

※資料1 参照

いじめの発見

※資料2 参照



第一受け取り者(学校)

報告

学年主任 生徒指導主任等 校長・教頭

どんな些細なことでも報告する

・迅速に、正確に
・情報源を明かさない

「子どもが苦痛だと感じたもの」「いじめだと感じたもの」「いじめかどうかの判断に迷うもの」についても、十分に事実確認をする

情報収集・事実確認 (いじめ防止推進教師)

保護者や地域などからの情報

事実関係なし

いじめの事実確認

・「いじめ解決」を第一に考えて支援
(指導主事等の派)

一次対応(初期対応)

・被害者本人への対応 ・加害者への対応

『いじめ対応報告シート』に基づいて指導課に連絡

解決

未解決

※資料3～5 参照

『いじめ状況報告書』毎月指導課へ提出

二次対応

・継続指導、観察 ・保護者との面談
・対策委員会の設置と対策会議の実施

今後の対応等についての相談
指導主事の支援要請等

指導主事の派遣等の支援

解決

未解決

※資料6 参照

三次対応

・未解決要因の分析・検討
・他関係機関と連携した対応

他機関の支援要請等

状況に応じた支援

青森市教育委員会事務局

いじめ問題への対応

対応の注意点 一方的、一面的な解釈で対処しない、プライバシーを守る、迅速に保護者に連絡をすること、教育的配慮の基でケアや指導をすること。「被害者本人を守り抜く」という姿勢、態度。

※ 資料 3

被害者への対応 一つらい気持ちを理解するー

教師の対応

- 1 話を共感的に聴く(うなずいたり、訴えた言葉を繰り返したり)
- 2 分からないことを質問するときには相手の言葉をさえぎったりせず、自然な形で簡潔に
- 3 本人が努力していることを認め、指導や否定をしない

基本的な姿勢

- ・余計な言葉をさしはさんだり、促したりせずに待つ
- ・話し出すまでの子どもの様子をよく観察する
- ・子どもの表情やしぐさから、子どもの気持ちを察する
- ・その上で、子どもの話したいことを心を込めて聴く

確認すること

- 1 いつ頃から？どんな時に？
- 2 どんなことから？何のきっかけで？
- 3 どこで？(教室、トイレ、帰り道など)
- 4 どんな方法で？(暴力、無視など)
- 5 誰が？(グループ、命令する人など)

※ 資料 4

加害者への対応 ーいじめを許さないー

教師の対応

- 1 事実を明確にする(要因、時期、場所、方法、そのときの気持ち)
- 2 事実即して指導する
- 3 いじめを認めたら、相手の身になって考えさせ、反省を求める
- 4 認めなかったり反省しない場合、背景を詳しく調べ、対応する

基本的な姿勢

- ・いじめは許すことができない問題であることを厳しく認識させる
- ・間違った考えに気付かせたり、豊かな人間関係の重要さに気付かせる
- ・よりよい集団づくりへの意欲を持たせる

保護者への対応

- 1 保護者の心情を理解する(怒り、情けなさ、今後の不安、追いつめられ攻撃的な態度を取ることもあるので、子どもの長所を認めたり親の苦勞も認めて対応する)
- 2 事実だけをきちんと伝える
- 3 具体的な助言をする
- 4 共に子どもの立ち直りを目指す姿勢を示す

※ 資料 5 自分の問題として捉えさせるような教育活動を考える。

観衆・傍観者への対応 ー観衆・傍観者も加害者と同じー

傍観者の心理

- ・正義感はあるが、いじめへの抑止力はなく、「次は自分かも」などの葛藤がある(葛藤を感じている子)
- ・人間関係などに無関心で、自分が関心をもつものにしか気が向かない(無関心な子)

指導内容

- ・観衆も傍観者も加害者と同じという自覚を深める
- ・人間として正しいことを主張する大切さを徹底して指導する
- ・相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導をする
- ・「かけがえのない命」を大切にさせる

観衆の心理

- ・報復が怖い、仲間はずれにされるのが怖い、いじめを見るのが面白い、被害者への不快感をもっている等の理由で、いじめの加勢集団になっている

※ 資料 6

家庭・地域や関係機関との連携 ー情報連携から行動連携へー

家庭・地域との連携

- ・基本方針を公表し、理解と協力を得る
- ・家庭や地域からの情報を大切に
- ・問題を学校のみで解決することに固執せず、日頃から情報提供をし、協力要請をしていく
- ・学校と保護者や地域代表との情報・意見交換の機会を設ける
- ・懇談会の開催時期や開催場所を見直し、多くの保

関係機関との連携

- ・医療機関 …けがや病気の治療等が必要な場合
- ・児童相談所 …保護や矯正が必要な場合
- ・心の相談室…心理的なケアが必要な場合
- ・警察 …傷害罪など、犯罪行為にあたる場合
- ・教育委員会 …体制づくりや今後の対応などへの助言や支援を求めたい場合

4 校内体制について

- ①校務分掌の生徒指導部に「いじめ防止・対策委員会」を兼ねさせ位置づける。構成は、校長、教頭、教務、生徒指導主任、担任、養護教諭とする。必要に応じてカウンセリングアドバイザー（認定心理士）など外部の専門家を活用したり、地域との連携を深めるため、PTA会長・学校評議員をメンバーとして組み入れたりする。
- ②役割として、本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童、保護者へのいじめ防止の啓発等に関するものを行う。
- ③いじめ防止推進教師に集約した情報について、いじめ防止対策委員会は週1回（緊急を要するものは即日）定期的に開催し、いじめと認知するもの、認知しないものにそれぞれ対応する。
- ④いじめの相談があった場合には、学級担任を加え、事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議して行う。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ⑤学校評価においては、年度毎の取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

生徒指導部(兼いじめ防止・対策委員会)

校長、教頭、教務、生徒指導主任、担任、養護教諭 + PTA会長・学校評議員・CA

いじめの防止

絶対に許さない
いじめに向かわせない

起きにくくするために
居場所づくり
絆づくり

向かわせないための課題

- ①学習規律
- ②学力
- ③自己有用感

いじめの発見〔全教職員〕

探しに行く（アンテナ、観察力）

いじめ防止推進教師へ報告

週1回(金)

組織で情報収集・事実確認
(本人から、周囲児童生徒から、教師から)

一次対応(初期対応)

・被害者本人への対応 ・加害者への対応

市教委へ第一報

5 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- ①いじめの事実を確認した場合の青森市教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、青森市教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に動く。
その都度「いじめ対応報告シート」、毎月「いじめ状況報告シート」
- ②地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等で、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願う。

※資料6(再掲)

家庭・地域や関係機関との連携 ―情報連携から行動連携へ―

家庭・地域との連携

- ・基本方針を公表し、理解と協力を得る
- ・家庭や地域からの情報を大切に
- ・問題を学校のみで解決することに固執せず、日頃から情報提供をし、協力要請をしていく
- ・学校と保護者や地域代表との情報・意見交換の機会を設ける
- ・懇談会の開催時期や開催場所を見直し、多くの保護者が参加できるように工夫する

関係機関との連携

- ・医療機関 …けがや病気の治療等が必要な場合
- ・児童相談所 …保護や矯正が必要な場合
- ・心の相談室…心理的なケアが必要な場合
- ・警察 …傷害罪など、犯罪行為にあたる場合
- ・教育委員会 …体制づくりや今後の対応などへの助言や支援を求めたい場合